



# 水土里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association

2026 SPRING

Vol. 348



第31回農村環境写真コンテスト特別賞 ちば水土里支援パートナー賞 「春舞台」 撮影場所：成田市松崎 撮影者：入岡 一郎

## CONTENTS

□絵 匝瑳市八日市場  
～八重垣神社祇園祭&本町どおり商店街～

- 1 県土連 副会長常務理事就任の御挨拶
- 2 千葉県大区画化等推進協議会事務局長新任の御挨拶
- 3 千葉県農林水産部次長就任の御挨拶
- 4 千葉県農林水産部耕地課長就任の御挨拶
- 5 千葉県農林水産部農地・農村振興課長就任の御挨拶
- 6 第69回千葉県土地改良事業団体連合会  
通常総会(新役員紹介)
- 7 令和8年度春の叙勲
- 8 令和8年度水土里ネット千葉機構図
- 9 令和8年度水土里ネット千葉事務局組織表
- 10 令和8年度千葉県農業農村整備関係組織体制
- 12 令和8年度農業農村整備事業予算
- 14 コラム vol.2 参議院議員 進藤 金日子
- 15 令和7年度第3回理事会開催
- 15 全国土地改良事業団体連合会第68回通常総会  
全国土地改良功労者表彰式
- 16 篠本新井土地改良区
- 20 千葉県大区画化等推進協議会設立総会開催
- 20 ちば水土里ネット女性の会  
フラワーアレンジメント講習会
- 20 ちば水土里ネット女性の会 令和7年度総会を開催
- 20 令和8年度水土里ネット千葉 新規採用職員紹介
- 21 千葉県作成リーフレットのご紹介
- 21 変更届の提出をお願いします
- 21 施設診断はお早めに！
- 21 財務管理強化へのサポートのご案内

千葉県土地改良事業団体連合会

(愛称： 水土里ネット千葉)

## 匝瑳市八日市場

# ～八重垣神社祇園祭&本町どおり商店街～

千葉県匝瑳市八日市場の八重垣神社祇園祭とその舞台となる本町どおり商店街について紹介いたします。

海匝農業事務所

八日市場出身

## 八重垣神社祇園祭

地井武男さんもかつては参加した祇園祭

毎年8月4日、5日に行われる八重垣神社祇園祭は、八重垣神社を中心に10町内から神輿が繰出されます。笛と太鼓の愉快的な囃子に合わせ担がれる神輿はこの地方の特有のスタイルで、神輿の行列に冷水を掛けるのもこの祭りの特徴です。

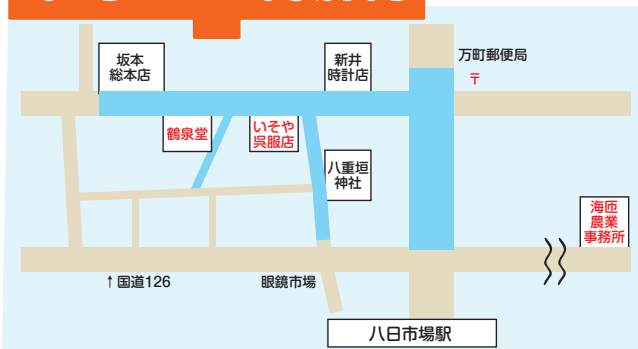
また、従来女性は神輿を担ぐことは許されていませんでしたが、この祇園祭では緩和され、今では、女神輿が繰り出されるようになりました。この女神輿は全国でもめずらしい女性だけが担ぐ神輿として注目を集めています。



「あんりゃあどした」という威勢のいい掛け声で町を練り歩きます



## 本町どおり商店街



八日市場は、昔、江戸と銚子を結ぶ浜街道の宿場町として栄えました。旧道沿いにある商店街の鶴泉堂、坂本総本店や新井時計店は歴史的な建物で国登録有形文化財となっており、レトロな雰囲気を楽しむことができます。

◀ 八日市場駅から徒歩10分程度  
祇園祭のエリアについては青色に記載している

## 本町どおり商店街に伝わる伝統的な和菓子について

八日市場(匝瑳市)に江戸時代から伝わる初夢漬という茄子を使用した和菓子を御存じですか?

一富士二鷹三茄子という言葉があるとおり茄子は初夢に見たら縁起が良いとされ。お正月やお祝いの時に幸せを願って楽しむ一品です。

茄子を砂糖漬けにした初夢漬▶



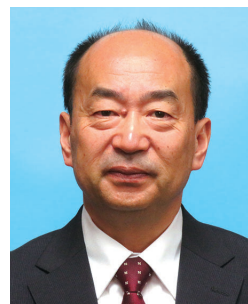
伝統の味わい、歴史を歩く。魅力がギュッと詰まった本町どおり商店街へぜひお越しください!

資料提供・協力:匝瑳市商工観光課商工観光班、鶴泉堂、いそや呉服店

# 千葉県土地改良事業団体連合会

## 副会長常務理事

### 就任の御挨拶



水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)  
副会長常務理事 小野 勉

3月23日に開催されました通常総会において、副会長常務理事に選任いただきました小野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、平素より土地改良事業の推進と地域農業の振興に取り組まれている関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます。

また、私は昭和63年4月に千葉県庁に入庁し、主にほ場整備などの県営事業や国営・機構営事業などの調査・計画調整など、土地改良区や市町村の皆様方にお世話になりながら土地改良事業に携わることができましたこと、この場をお借りしてあらためて感謝申し上げます。

現在、食料安全保障を取り巻く環境が変化するなかで、農業・農村において農業者減少に伴う生産活動への影響、農業生産基盤の脆弱化、自然災害リスクの増大などが大きな課題となっています。

国では、今後の土地改良事業の基本的な方向性を示す土地改良長期計画を令和7年9月に新たに策定し、農地の大区画化など生産基盤の強化、老朽化する農業水利施設の計画的な整備・保全等を推進することとしており、生産性向上に向けた施策を集中的に実施する農業構造転換集中対策が展開されています。

本県は全国的に見ても農業水利施設の多く、農業水利施設の長寿命化対策を計画的に進めることが大変重要となっています。また、農地の大区画化やスマート農業等による生産コストの低減、農業・農村の強靱化にも取り組んでいかなければなりません。

農村における人口減少・高齢化の状況においても、地域社会が維持され、農業・農村の有する多面的機能が発揮されるよう、地域の特色を活かした基盤整備や地域の共同活動などへの支援も必要です。

農業農村整備事業は農業・農村地域を支える重要な事業であり、将来にわたり農業・農村を守るため、農地や農業水利施設などが適正に維持管理され未来への礎となるよう、引き続き、国・県・市町村、そして土地改良区や農業者の皆様とともに取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本県農業の発展に尽力されている皆様方の御健康と更なる御活躍を祈念するとともに、今までと変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

# 千葉県大区画化等推進協議会 事務局長新任の御挨拶



千葉県大区画化等推進協議会 事務局長 帯金 秀和

去る令和8年3月17日、新たに設立された千葉県大区画化等推進協議会の事務局長に任命されました帯金でございます。昨年度まで勤務していた農業事務所では、主に基盤整備の事業推進を担当していましたので、この経験を活かし、事業(業務)を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、私は、印旛沼の用水で稲作(作付け面積は小さい)を行っており、土地改良区にお世話になりながら営農しています。この状況も業務に反映させながら、農業農村整備事業の推進に取り組んでまいります。

新たに設立された千葉県大区画化等推進協議会は、令和7年度に国が創設した大区画化等加速化支援事業(実際の事業実施は令和8年度から)を実施するための組織であり、協議会設立時の構成員は、千葉県と千葉県土地改良事業団体連合会ですが、今後のスムーズな事業実施に向けて、事業を実施する市町村や、関連する関係機関なども随時会員に加える予定になっております。また、協議会の役職は、千葉県土地改良事業団体連合会の副会長が協議会の会長に、千葉県農林水産部の次長が協議会の副会長になっています。

令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、米の生産コストの低減を図るための政策の1つに、農地の大区画化が位置付けられ、大区画化等加速化支援事業は、令和7年度から令和11年度までの農業構造転換集中対策期間中に事業を実施することになっております。事業採択までに数年かかる県営事業とは別に、農地の大区画化等の取組を集中的・機動的に実施できるよう、農業者等が自ら、農地の簡易整備(畦畔除去による区画拡大や暗渠排水)を行うことで、大区画化の加速化を図り、生産コストの低減と、併せて担い手への農地集積・集約化により、競争力のある農業を目指すこととしております。

今後、農業従事者は激減する見込みであり、効率的な営農が可能となるよう、生産基盤の強化、とりわけ農地の大区画化が急務になっています。事業の実施にあたりましては、農業事務所、市町村、土地改良区等、皆様方のご協力が必要になりますので、関係機関のご支援をお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

# 千葉県農林水産部 次長就任の御挨拶



千葉県農林水産部次長 荻津 輝夫

このたび、4月1日付で農林水産部次長に就任いたしました荻津でございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より本県農業の振興、特に農業農村整備事業の推進にあたり御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本県は全国有数の農業県であり、農業を支える農業水利施設は、基幹的なものだけでも1,000を超える施設が整備されています。

県内の大規模な農業水利施設としては、国営両総地区をはじめ、主に県北部において国や水資源機構による大規模事業が実施され、これまでに8地区が整備されました。この結果、利根川等から安定的に農業用水を確保することが可能となり、県内の農業用水の約6割を利根川水系から取水している状況です。

近年は、これらの施設の長寿命化・機能強化も着実に進められており、大利根用水の長寿命化対策が令和5年度に完了したほか、印旛沼、手賀沼、成田用水の3地区で事業が行われています。

これら事業の効果をさらに発揮するためには、県営・団体営の関連事業により末端整備を行うことが大切です。今後も皆様の御要望を伺いながら、地域農業がさらに発展するよう、関連事業を進めてまいります。

また、県南部は半島地形のため安定的な水源に乏しく、古くから自噴井戸やため池に水源を求めてきたため、三島ダムをはじめとする農業用ダム等の整備が行われてきました。そして、ため池は現在も地域の貴重な水源であり続けていることから、その機能の保全を図るとともに、近年の豪雨や地震等の災害リスクへの対策が急務となっています。

そこで県では、万が一決壊した場合に周辺地域へ被害を及ぼすおそれがあるため池383か所を「防災重点農業用ため池」に指定し、防災・減災対策を進めているところです。また、関係機関と連携してハザードマップの活用や低水位管理等のソフト対策に取り組むとともに、令和8年2月に千葉県土地改良事業団体連合会内に設置された「ため池サポートセンター」とも連携を図りながら、今後ため池の安全性の向上と管理体制の充実に努めてまいります。

今回御紹介した取組以外にも多くの県営・団体営事業等が行われており、土地改良区の皆様をはじめ、関係市町村の方々とも密接に連携しながら、農業情勢に即した整備に取り組み、本県農業のさらなる発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、就任の御挨拶といたします。

# 千葉県農林水産部 耕地課長就任の御挨拶



千葉県農林水産部耕地課長 鈴木 浩二

本年4月1日付けの定期異動により、耕地課長に就任いたしました鈴木でございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より本県の農業農村整備事業等の推進にあたりまして、多大なる御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

農村地域の社会構造は、高度成長期以降、農外収入を求めて兼業農家が増加。1960年代以降では、農外収入が農業所得を上回る「第2種兼業農家」が主流となり、都心に近く、工業地帯がある千葉県では、地域コミュニティの大半がそのような兼業農家が占めていたと思います。農外収入で生活が可能となれば農業を離れ、更に、中山間地域などの条件不利地では世代が代わるとその速度は加速し、農家の高齢化や土地持ち非農家の増加、耕作放棄地の発生と鳥獣被害などが課題となって久しくあります。

農業農村整備事業は、時代に応じた基盤整備が行われ、1960年代では農業も機械化が進み、3反歩の区画整理とポンプで用水を圧送するパイプライン化を進め、1990年代では農産物の輸入自由化や高齢化と担い手不足の問題が表面化し、生産経費の削減と担い手不足を補うために農業機械の大型化(高機能化)に対応するため、1町歩区画を含めた大区画化の整備を実施し担い手に農地を集積・集約するまでを事業要件とする担い手育成基盤整備事業(現、経営体育成基盤整備事業)を実施してまいりました。

一方、国全体の問題ではありますが、人口減少に伴い、様々な産業で人材不足によるほころびが報道されている状況で、農業においても、担い手の規模拡大(集積・集約化)が促進されることになり、国も令和7年度から5年間を「農業構造転換集中対策期間」として大区画化を推進していますが、そのためには更なる作業効率の向上、省力化が必要で、対策の1つとしてスマート農業が導入可能な基盤整備についても進めていくことになります。

また、現在、1960年代以降で造成された機場や水路などの用排水施設は耐用年数を超え、老朽化した施設の突発事故リスクの高まりや修繕費など維持管理費の増加、ゲリラ豪雨や台風などの自然災害の激甚化などの課題にも対応するべく、「競争力を高める基盤整備の推進」、「生産基盤の長寿命化対策の推進」、「農村の防災・減災対策」を農業農村整備の3つの主要な取組として各種国庫補助事業を活用し推進しているところです。

最後になりますが、社会情勢の変化に対応するため、農業水利施設等の管理を将来にわたり行えるよう保全体制を構築する連携管理保全計画(通称水土里ビジョン)が令和7年4月土地改良法に位置付けられました。名前のとおり土地改良区や市町村等の関係者が共同して策定するもので、地域ごとに様々な課題や特有の状況等があると思いますので策定にあたり、県でも議論を重ね、具体性のある良い計画となるよう支援してまいります。

時代の変化に遅れず柔軟な対応に心がけ、農業農村の振興に貢献できるよう努めてまいりますのでご指導ご鞭撻のほど、お願いします。

# 千葉県農林水産部農地・ 農村振興課長就任の御挨拶



千葉県農林水産部農地・農村振興課長 小林 琢也

このたび、4月1日付けで農地・農村振興課長に就任いたしました小林でございます。

日頃より市町村並びに土地改良区の皆様には、本県の農業振興と発展のため、様々な場面でご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、県では今後4年間の政策の基本的な方向性を示す「千葉県総合計画～千葉の未来をともに創る～」を令和7年10月に策定し、令和7年度から新しい総合計画に基づき各施策を推進しております。

この総合計画では、農山漁村の高齢化・人口減少による農林水産業従事者の減少、集落機能の低下、荒廃農地の増加、さらには有害鳥獣による農作物被害など、地域に深刻な影響を及ぼす課題を挙げております。これらの課題に対応するため、都市と農山漁村の交流促進や、豊かな地域資源の活用による農山漁村の活性化、関係人口の創出・拡大を目指しているところです。

このことに対して当課では、農村地域の共同活動を支援する「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進する「農地集積加速化促進事業」、荒廃農地の解消と発生抑制を図る「最適土地利用総合対策事業」、有害鳥獣からの被害を防止するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」など、優良農地の維持・確保と農村地域の活性化に向けた支援に取り組んでおります。

このほか、農地集積等を要件とした基盤整備、農業振興地域の整備に関する法律や農地法の事務など、農地とこれを守る地域に係る施策を一体的に展開し、本県農業の足下を支え、体制強化の一助となるよう進めてまいります。

また、地域の話し合いをもとに策定された地域計画により、地域の課題や現状が明らかになるとともに、将来を見据えた対策を講じることが可能となっております。今後も毎年計画を見直し、地域の実情に即した取組を進めていくことが重要となりますので、地域計画の実現に向けた支援を図ってまいりたいと考えております。

これからも、県では、農業及び農村の課題解決に向けた取組を推進してまいります。施策の推進に当たっては、地域の実情を最もよくご存じの土地改良区の皆様のお力添えが不可欠ですので、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈り申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。



# 第69回通常総会



## 令和8年度予算21億5千3百万円の決議等10議案を決議

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)第69回通常総会が令和8年3月23日に千葉県土地改良会館において開催されました。

総会は、会員総数214名のところ出席者45名、書面議決提出会員144名の合計189名での総会となりました。

はじめに塚瀬一夫副会長が主催者を代表して挨拶し、その後、多年にわたり本県の土地改良事業の推進に貢献された功労者10名が県土連会長表彰を受け、功績が讃えられました。



塚瀬副会長のあいさつ

来賓には、菅家秀人 農林水産省関東農政局長、石森健市 関東農政局水利整備課長、阿部知康 関東農政局千葉県拠点地方参事官、山下功 印旛沼二期農業水利事業所長、安武秀一 手賀沼農地防災事業所長、三沢智 千葉県議会副議長並びに高橋輝子 千葉県農林水産部長ほか県農林水産部幹部職員の皆様を迎え、それぞれ祝辞を頂戴しました。

また、進藤金日子全土連会長会議顧問・参議院議員からは、ビデオメッセージにより祝辞が寄せられました。

後半では、市原市戸田土地改良区の征矢理事長が議長に選任され議事に入り、予め提出された議案は第1号議案から第10号議案まですべて原案どおり承認可決されました。

### 土地改良功労受賞者の皆さん

- |                   |        |        |
|-------------------|--------|--------|
| ● 市原市市西土地改良区      | 理事長    | 林 美喜男  |
| ● 千葉県手賀沼土地改良区     | 理事長    | 湯浅 澄男  |
| ● 千葉県手賀沼土地改良区     | 事務局長   | 小倉 正   |
| ● 印旛郡栄町北辺田矢口土地改良区 | 理事長    | 石原 昭次  |
| ● 香取郡東庄町窪野谷土地改良区  | 理事長    | 菅谷 隆   |
| ● 両総土地改良区 香取支所    | 副主査    | 岩澤 まゆみ |
| ● 赤目川土地改良区        | (前)理事長 | 石渡 正信  |
| ● 夷隅川土地改良区        | 理事     | 中村 庸一郎 |
| ● 鋸南町鋸南土地改良区      | 理事長    | 田村 晋一  |
| ● 天羽土地改良区         | 副理事長   | 鈴木 俊一  |



▲功労者の皆さん

### 役員補選

今回は理事1名、監事1名の選任が行われました。(任期:令和9年3月31日)

<選任された役員>

- 副会長常務理事  
小野 勉(元千葉県農林水産部 次長)
- 代表監事  
杉野 宏(前千葉県土地改良事業団体連合会 副会長専務理事)



### 千葉県土地改良事業団体連合会役員名簿

令和8年4月1日現在

職名	氏名	所属会員名・職名	他の主な役職
会長	森 英介	両総土地改良区 理事長	衆議院議員
副会長	塚瀬 一夫	東金市十文字川土地改良区 理事長	山武郡市土地改良協会会長
副会長常務理事	小野 勉	学識経験者	
理事	三枝 正敏	市原市三和土地改良区 理事長	千葉土地改良協会会長
//	渡辺 昭博	東葛北部土地改良区 理事長	東葛地域土地改良協会会長
//	長谷川邦彦	印旛沼土地改良区 理事長	印旛郡市土地改良協会会長
//	篠塚 正勝	香取市豊浦土地改良区 理事長	香取郡市土地改良協会会長
//	石毛甲子男	千葉県大利根土地改良区 理事長	東総土地改良協会会長
//	平野 貞夫	長南町 町長	長生土地改良協会会長
//	上野 勝美	安房中央土地改良区 理事長	安房土地改良協会会長
//	齋藤 平	天羽土地改良区 理事長	君津地域土地改良協会会長
//	石井 宏子	君津市 市長	市長会代表
//	岩田 利雄	香取郡東庄町 町長	町村会代表
//	上野 章子	学識経験者	特定非営利活動法人ちば農業支援ネットワーク会員
//	富山 和代	学識経験者	ちば水土里ネット女性の会会長
代表監事	杉野 宏	学識経験者	
監事	椎名 弘充	香北土地改良区 理事長	
//	三枝 義男	茂原市新治土地改良区 理事長	

### 旭日単光章

令和8年度  
春の叙勲

令和8年4月29日付けで「令和8年 春の叙勲」が発表されました。  
土地改良事業功労では小倉秋男氏(元武田堰土地改良区理事長)が旭日単光章の栄に浴しました。  
これまでの功績に深く敬意を表しますとともに、受賞の榮譽に輝かれましたことを心からお慶びを申し上げます。



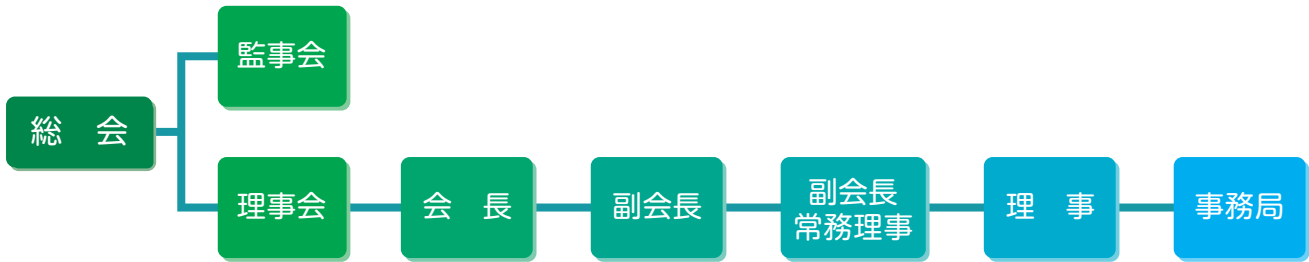


# 令和8年度千葉県土地改良事業団体連合会 (愛称：水土里ネット千葉) 機構図

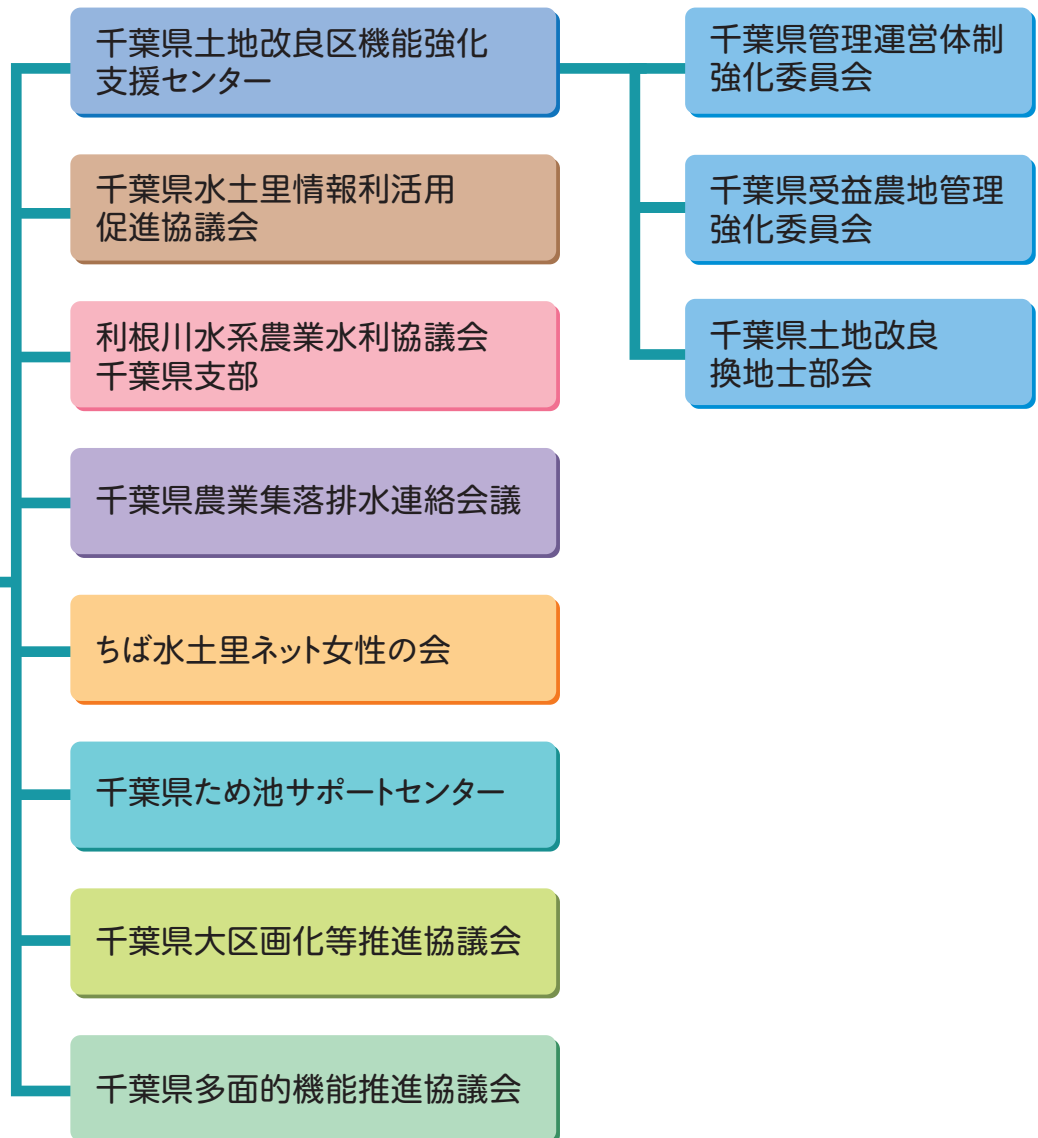
本会の組織は214団体(市町村51団体・土地改良区163団体)で構成され、その運営組織は下図のとおりです。

令和8年4月1日現在

## 会の機構

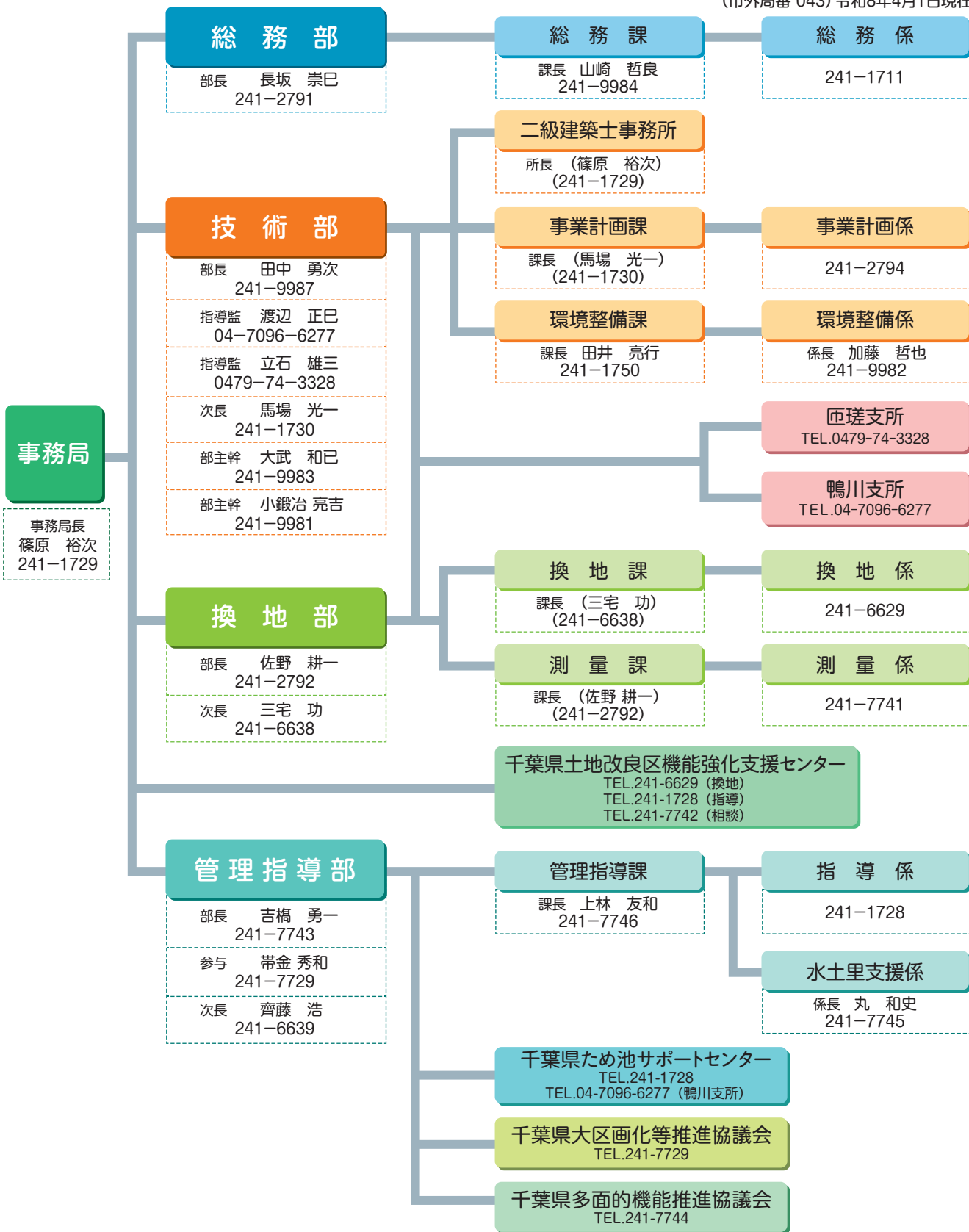


## 事業運営 及び 推進組織



# 令和8年度 事務局組織表

(市外局番 043) 令和8年4月1日現在



**事務局**  
事務局長  
篠原 裕次  
241-1729

**総務部**  
部長 長坂 崇巳  
241-2791

**技術部**  
部長 田中 勇次  
241-9987  
指導監 渡辺 正巳  
04-7096-6277  
指導監 立石 雄三  
0479-74-3328  
次長 馬場 光一  
241-1730  
部主幹 大武 和巳  
241-9983  
部主幹 小鍛冶 亮吉  
241-9981

**換地部**  
部長 佐野 耕一  
241-2792  
次長 三宅 功  
241-6638

**管理指導部**  
部長 吉橋 勇一  
241-7743  
参与 帯金 秀和  
241-7729  
次長 齊藤 浩  
241-6639

**総務課**  
課長 山崎 哲良  
241-9984

**二級建築士事務所**  
所長 (篠原 裕次)  
(241-1729)

**事業計画課**  
課長 (馬場 光一)  
(241-1730)

**環境整備課**  
課長 田井 亮行  
241-1750

**換地課**  
課長 (三宅 功)  
(241-6638)

**測量課**  
課長 (佐野 耕一)  
(241-2792)

**千葉県土地改良区機能強化支援センター**  
TEL.241-6629 (換地)  
TEL.241-1728 (指導)  
TEL.241-7742 (相談)

**管理指導課**  
課長 上林 友和  
241-7746

**千葉県ため池サポートセンター**  
TEL.241-1728  
TEL.04-7096-6277 (鴨川支所)

**千葉県大区画化等推進協議会**  
TEL.241-7729

**千葉県多面的機能推進協議会**  
TEL.241-7744

**総務係**  
241-1711

**事業計画係**  
241-2794

**環境整備係**  
係長 加藤 哲也  
241-9982

**匝瑳支所**  
TEL.0479-74-3328

**鴨川支所**  
TEL.04-7096-6277

**換地係**  
241-6629

**測量係**  
241-7741

**指導係**  
241-1728

**水土里支援係**  
係長 丸 和史  
241-7745

**職員数67名**

- FAX**
- 総務部 248-2563
  - 技術部 248-2574
  - 換地部 248-2574
  - 管理指導部 248-2521
  - 匝瑳支所 0479-74-3327
  - 鴨川支所 04-7096-6278

# 千葉県農業農村整備関係組織体制

(令和8年度)

## 農林水産部

部長	(事)	高橋 輝子
生産流通戦略担当部長	(事)	座間 勝美
水産局長	(技)	石黒 宏昭
次長	(事)	上林 明絵
次長	(技)	森本 修司
次長	(技)	荻津 輝夫
次長	(技)	須合 健己

## 団体指導課

課長		田中 文久
副課長(事)		松下 寛
農林検査室	主幹(兼)室長	柏原 重信
水産指導検査室	主幹(兼)室長	伊東 明美
土地改良検査室	主幹(兼)室長	山沢 弥宏
経営支援室	主幹(兼)室長	川口 摩実子

## 農地・農村振興課

課長		小林 琢也
農地担当課長		小原 正典
副参事		高橋 玲子
副参事		芝原 直樹
副課長(事)		和田 博之
副課長(技)		佐久間 雄樹
農地集積推進室	主幹(兼)室長	伊藤 禎昭

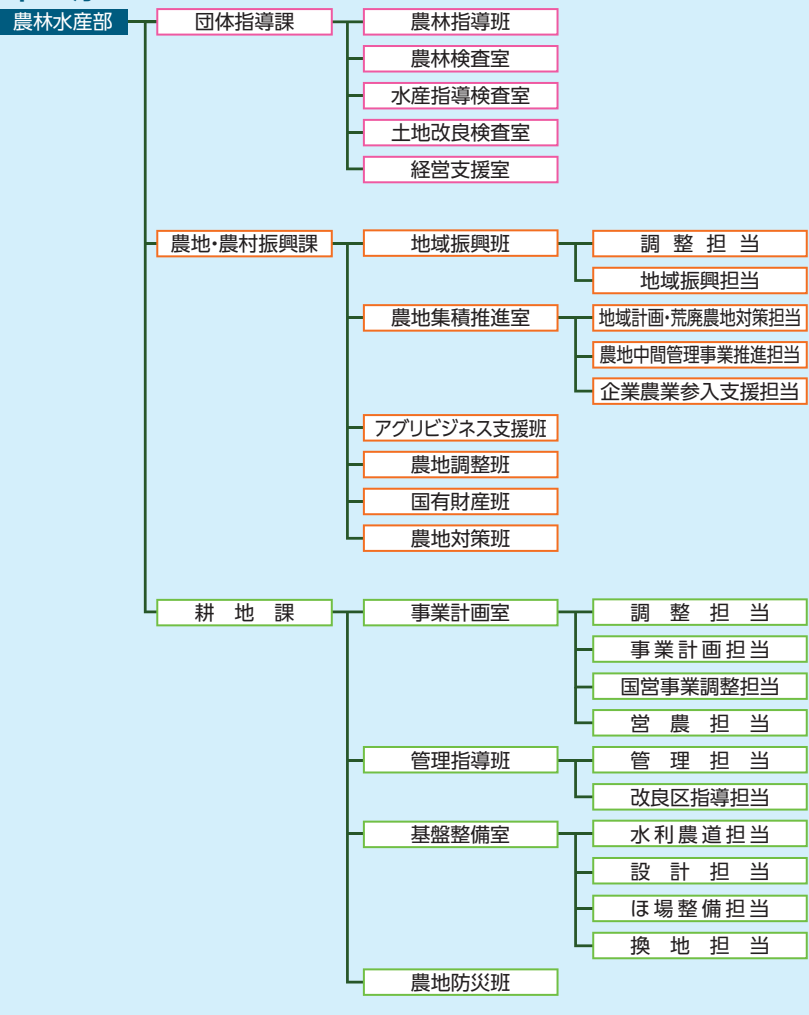
## 耕地課

課長		鈴木 浩二
副課長(事)		大滝 博幸
副課長(技)		内山 安広
事業計画室	副技監(兼)室長	石田 浩一
基盤整備室	副技監(兼)室長	渡邊 昌夫

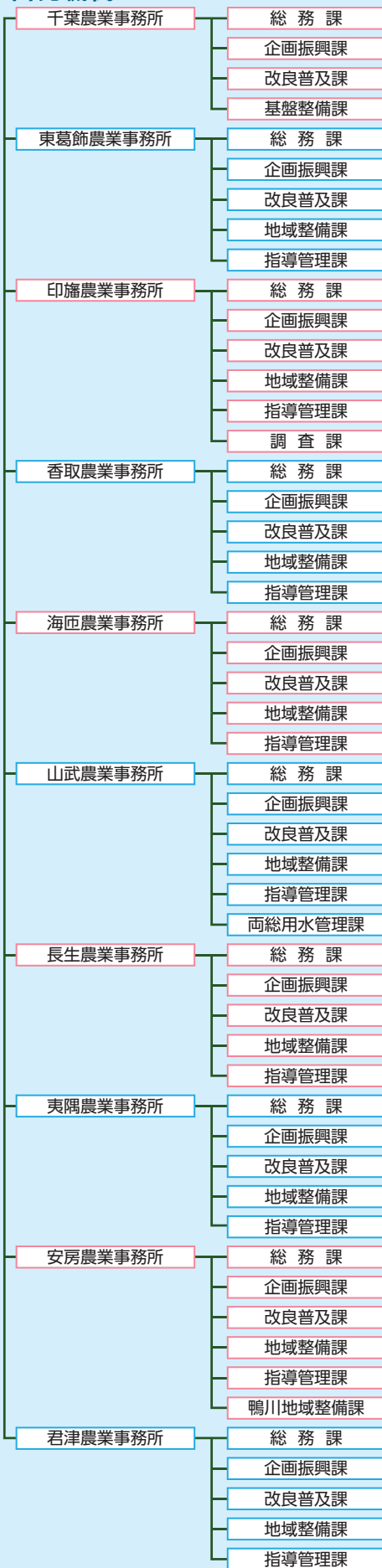
## 出先機関

千葉農業事務所	所長	吉村 直美	基盤整備課長	宮澤 達宏
東葛飾農業事務所	所長	三森 豊	次長(基盤整備)	今井 忠延
印旛農業事務所	所長	小柴 伸夫	次長(基盤整備)	飯田 浩之
香取農業事務所	所長	市原 裕二	次長(基盤整備)	嶋田 喜之
海匝農業事務所	所長	加地 成至	次長(基盤整備)	佐藤 信一
山武農業事務所	所長	毛利 雅史	次長(基盤整備)	松本 高則
長生農業事務所	所長	齊藤 朋哉	次長(基盤整備)	井上 裕之
夷隅農業事務所	所長	豊田 祐輔	次長(基盤整備)	椎名 幹郎
安房農業事務所	所長	齊藤 俊一	次長(基盤整備)	鈴木 堅二
君津農業事務所	所長	田中 雄一	次長(基盤整備)	岩瀬 廣一

本 庁



出先機関



【各農業事務所の連絡先】

事務所	担当課名	電話番号
千葉	基盤整備課	0436-21-0128
東葛飾	指導管理課	04-7143-4124
印旛	指導管理課	043-483-1131
香取	指導管理課	0478-52-9194
海匝	指導管理課	0479-72-1559
山武	指導管理課	0475-54-1124
長生	指導管理課	0475-25-1143
夷隅	指導管理課	0470-62-2156
安房	指導管理課	0470-22-8641
君津	指導管理課	0438-22-6250

令和8年度

# 農業農村整備事業予算

千葉県農林水産部

農林水産部耕地課と農地・農村振興課が所管する主な事業の予算内訳は次のとおりです。

(単位:千円)

耕地課

事業名	令和7年度	令和8年度	
	事業費	事業費	地区数
<b>&lt;直轄事業負担金&gt;</b>			
1 直轄事業負担金(国営かんがい排水事業等)	3,514,130	3,356,183	9
<b>&lt;農業生産基盤整備事業&gt;</b>			
2 かんがい排水事業	2,905,251	3,610,000	35
①かんがい排水事業(一般、基幹ストックマネジメント)	2,574,250	3,381,000	24
内訳 1.かんがい排水事業(一般)	1,006,800	1,194,900	8
2.基幹水利施設ストックマネジメント事業	1,567,450	2,186,100	16
②農業水利施設保全合理化事業	157,300	135,000	7
③地域農業水利施設ストックマネジメント事業	164,701	85,000	3
④県単用排水改良事業	9,000	9,000	1
3 畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	160,000	203,700	5
4 畑地かんがい推進モデルほ場設置事業	12,000	10,000	3
5 洪水調節機能強化事業	165,000	0	0
6 経営体育成基盤整備事業	3,677,779	4,036,483	45
内訳 1.経営体育成基盤整備事業(ハード事業)	3,486,532	3,760,740	22
2.高度化支援事業(ソフト事業)	191,247	275,743	23
7 農地中間管理機構関連農地整備事業	807,796	986,296	8
内訳 1.農業生産基盤整備事業(ハード事業)	805,500	984,000	5
2.高度化支援事業(ソフト事業)	2,296	2,296	3
小 計	7,727,826	8,846,479	96
<b>&lt;農村整備事業&gt;</b>			
8 農道整備事業	613,580	619,260	7
内訳 1.広域営農団地農道整備事業	17,000	120,000	1
2.保全対策型(県営、団体営)	439,567	494,260	5
3.震災対策農業水利施設整備事業(農道橋梁分)	0	0	0
4.防災対策	147,113	5,000	1
5.強靱化型	9,900	0	0
小 計	613,580	619,260	7
<b>&lt;農地等保全事業&gt;</b>			
9 ため池等整備事業	476,472	652,168	12
内訳 1.県営ため池等整備事業	168,672	93,968	3
2.ため池等緊急整備事業(県単独)	35,000	39,000	2
3.防災重点農業用ため池緊急整備事業	272,800	519,200	7
10 渇水防除事業	1,136,850	693,450	5
11 特定農業用管水路等特別対策事業	300,000	404,000	3
12 地盤沈下対策事業	839,500	20,000	1
13 地すべり対策事業(防止工事、県単独、災害関連緊急)	450,000	675,000	8
14 防災施設ストックマネジメント事業	776,026	984,814	4
15 用排水施設整備事業	81,400	283,350	3
16 農業用河川工作物等応急対策事業	0	10,000	1
17 県単農地防災施設整備事業	21,000	4,000	2
18 震災対策農業水利施設整備事業(ため池分)	0	10,000	-
19 災害復旧事業(県営、団体営、県単)	320,000	320,000	-
小 計	4,401,248	4,056,782	39
農業農村整備事業費 計	12,742,654	13,522,521	142

(単位:千円)

事業名	令和7年度	令和8年度	
	事業費	事業費	地区数
<b>&lt;調査・管理・指導事業等&gt;</b>			
20 県単土地改良基礎調査	100,000	120,000	28
21 県単営農改善対策調査	1,600	1,300	1
22 経営体育成促進換地等調整事業	17,200	36,000	3
23 実施計画策定事業	55,000	10,000	1
24 農村環境計画策定事業	0	1,500	1
25 土地改良施設管理事業	1,455,958	1,432,054	10
26 基幹水利施設管理事業	1,905,598	2,050,397	7
27 土地改良施設維持管理適正化事業	1,023,300	1,021,950	64
28 国営造成施設県管理費補助事業	50,674	51,602	1
29 国営造成施設管理体制整備促進事業	35,056	79,874	4
30 土地改良管理事業(地すべり、財産処分等)	81,042	97,882	-
31 土地改良管理事業(農業用水水質汚濁調査)	610	710	2
32 土地改良換地関係費	245,600	256,400	3
33 土地改良管理事業(土地改良区機能強化支援事業)	25,226	53,676	-
34 農業用排水施設における外来水生植物防除事業	25,000	25,000	-
35 土地改良施設突発事故復旧事業	10,000	24,000	-
その他 調査・管理・指導事業	118,790	127,147	-
<b>調査費・管理費等 計</b>	<b>5,150,654</b>	<b>5,389,492</b>	<b>125</b>
<b>合 計</b>	<b>21,407,438</b>	<b>22,268,196</b>	<b>267</b>

※県当初予算ベース、附帯事務費を除く。

## 農地・農村振興課

(単位:千円)

事業名	令和7年度	令和8年度	
	事業費	事業費	地区数
<b>&lt;農業生産基盤整備事業&gt;</b>			
1 団体営水利施設等整備事業	620,642	807,537	25
2 畑作等促進整備事業	7,750	165,297	1
3 農地耕作条件改善事業	146,965	183,422	8
<b>小 計</b>	<b>775,357</b>	<b>1,156,256</b>	<b>34</b>
<b>&lt;農村整備事業&gt;</b>			
4 農業集落排水事業	523,456	378,092	5
内訳 1.ハード事業	523,456	378,092	5
2.ソフト事業	-	-	-
5 中山間地域総合整備事業	48,000	31,100	1
6 農地環境整備事業	16,000	32,000	1
<b>小 計</b>	<b>587,456</b>	<b>441,192</b>	<b>7</b>
<b>農業農村整備事業費 計</b>	<b>1,362,813</b>	<b>1,597,448</b>	<b>41</b>
<b>&lt;調査・管理等&gt;</b>			
7 多面的機能支払交付金	1,539,983	1,542,453	
内訳 1.農地維持支払	772,043	765,481	未定
2.資源向上支払(共同活動)	323,940	332,972	未定
3.資源向上支払(施設の長寿命化)	444,000	444,000	未定
<b>調査・管理費等 計</b>	<b>1,539,983</b>	<b>1,542,453</b>	
<b>合 計</b>	<b>2,902,796</b>	<b>3,139,901</b>	<b>44</b>

※県当初予算ベース、附帯事務費を除く。

## 日本国憲法第12条とほ場整備事業について

日本国憲法は、我が国の最高法規であり、皆様も制定経緯や内容等について学校で学習したり書籍等で読んだりして、理解を深められていると思います。

今回は、日本国憲法第三章第12条を紹介したいと思います。

**第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ**

この第12条では、憲法が国民に保障する自由及び権利は不断の努力によって保持されなければならないこと、国民は自由や権利を濫用してはならず、常に公共の福祉のために利用する責任を負うことを規定しています。基本的人権の尊重は憲法の大原則であり、国家権力を含め社会全体が最大限保障し尊重しなければならないことは論を待ちません。このことを大前提として、特に最近、第12条の内容や意義を国民全体で深く認識することが求められているのではないか思うことが多々あります。皆様はどのように考えますか？

国は、令和7年度から11年度までの5年間で農業構造転換集中対策を進めています。例えば、ほ場の大区画化については、この期間中に6万haの整備を行うこととしています。各地域でほ場整備を進めるためには、関係者の合意形成を前提として、調査計画、事業申請、事業実施、換地等各種手続きが進められます。しかし、特に最近、各地で事業申請時や工事着手時に未同意の方々がおり、事業実施の支障となっているとの多くの声を耳にします。土地改良法においては、事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば事業に着手し、工事を実施することが可能となっていますが、実際は最

終的に換地を行い登記が不可欠なこともあり、原則として全ての同意を取らなければ工事に着手出来ないというのが一般的なルールとなっています。

同意に至らない理由は様々であり、未同意の方々の事情を考慮して合意を得ていく努力は勿論一番大切なことですが、「営農していない不在村地主が何年間も反対し、当該地域だけ工事着手できない」、「既に耕作を放棄して何十年にもなるのに、工事着手に頑として首を縦に振らない」との事例も聞いています。農地所有者は財産権を有し、憲法第29条で「財産権は、これを侵してはならない」と規定していますが、第2項では「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」としています。農地法第1条の目的規定では、「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにする 것을規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資する」としています。この文脈からは、農地を効率的に利用する耕作者が農地を有効に利用することこそが食料の安定供給という公共の福祉に適合すると捉えることができると考えます。

ほ場整備事業は、農地の有効活用を促進し、農地の生産性向上を図る手段です。農地所有者は、本来、耕作をするか、自ら耕作が出来ない場合には借地に出すなど、農地を有効活用する義務があります。憲法第12条が示すように、国民は与えられた自由及び権利を濫用してはならず、常に公共の福祉のために利用する責任を負うという意味を噛みしめながら、速やかにほ場整備を進め、農地利用の効率化を図り、これにより農業の構造転換を進める必要があると痛感している今日この頃です。

## 令和7年度第3回理事会開催

令和7年度第3回理事会を令和8年2月16日(月)、千葉県土地改良会館「第一会議室」において開催しました。

開会にあたり森会長より挨拶を行い、森会長を議長として次の事項について審議され、議案は全て原案どおり承認されました。

### 【報告事項】

小島常務より、令和7年文化の日千葉県功労者表彰、令和7年度全国土地改良功労者等表彰、第2回農業農村整備の集いの詳細、令和8年度農業農村整備関係予算、令和7年度及び令和8年度千葉県土連収支見込み、令和7年度安全運転管理協会表彰、令和8年度新規採用職員、千葉県ため池サポートセンターの開設について説明しました。



### 【協議事項】 第7次中期業務運営計画(案)について

### 【議事】

- |       |                           |        |                               |
|-------|---------------------------|--------|-------------------------------|
| 議案第1号 | 千葉県土地改良事業団体連合会定款の一部改正について | 議案第7号  | 令和8年度収入支出予算について               |
| 議案第2号 | 減価償却引当資産の取崩しについて          | 議案第8号  | 令和8年度一時借入金限度額並びに借入方法について      |
| 議案第3号 | 令和7年度収入支出補正予算について         | 議案第9号  | 令和8年度引当資産及び積立資産並びに余裕金の預入先について |
| 議案第4号 | 令和8年度事業計画について             | 議案第10号 | 役員の補欠選任について                   |
| 議案第5号 | 令和8年度経費の賦課及び徴収方法について      | 議案第11号 | 令和7年度土地改良功労者の選考について           |
| 議案第6号 | 令和8年度役員報酬について             |        |                               |

### 【その他】 大区画化等加速化支援事業について

## 全国土地改良事業団体連合会第68回通常総会 全国土地改良功労者表彰式

令和8年3月25日、全国土地改良事業団体連合会第68回通常総会が、全国都市会館において開催されました。

総会では、主催者を代表して二階俊博会長より挨拶が行われた後、岩手県土地改良事業団体連合会高橋隆会長が議長に選任されました。提出された第1号議案から第11号議案までの全議案は、原案どおり承認・可決されました。



二階会長挨拶

また、役員の補欠選任が行われ、宮崎雅夫氏並びに群馬県土地改良事業団体連合会熊川栄会長が新たに役員として選任されました。

同日、砂防会館別館において「全国土地改良功労者表彰式」が開催されました。



農林水産大臣表彰 篠本新井土地改良区

千葉県関係では、全国土地改良功労者等表彰における農林水産大臣表彰として、篠本新井土地改良区が表彰されました。(表彰の概要については、P16に掲載しております。)

また、土地改良功労者表彰(全土連会長賞・個人表彰)では、千葉県干潟土地改良区の伊藤光明事務局長、ならびに両総土地改良区の榎田文博事務局長が表彰されました。



個人表彰 伊藤氏



個人表彰 榎田氏

# さ さ も と あ ら い と ち かい り ょ う く 篠本新井土地改良区 (千葉県)

1. 事務所所在地 山武郡横芝光町
2. 設立年月日 昭和27年7月31日
3. 地区面積 269ha
4. 理事長名 伊橋秀和
5. 土地改良区の位置、沿革等

本土地改良区は、千葉県北東部の横芝光町に位置し、首都圏や成田空港に近い立地で、黒潮の影響による温暖な海洋性気候と平坦で肥沃な耕地が広がる地域である。昭和27年に香取郡日吉村篠本新井耕地整理組合から組織変更し、農業用排水路の維持管理を実施している面積269ha、組合員255人、准組合員62人の土地改良区である。耕地は昭和16~20年度に10a区画で整備されたが、河川に隣接し地下水位が高く、排水不良や狭隘な農道が課題で、大型機械の導入が遅れ作業効率が低かった。これらの問題を解決し法人を中心とした集落営農を推進するため、平成20年度から県営経営体育成基盤整備事業(集落営農型)に着手した。本事業では、農地の大区画化や地下かんがいシステム(以下、「FOEAS」という。)を導入し、3集落の法人組織による先進的で効率的な営農が進められている。

## 6. 管理施設の概要

本土地改良区は、県営事業で整備された用水路20km、排水路22kmの維持管理を実施している。用水は国営両総土地改良事業で造成された栗山川統合機場(両総土地改良区管理)から受水し、本土地改良区では4箇所に分水口で配水調整し、ブロック単位でパイプラインを通じて各ほ場へ配分している。ブロック内の取水調整は、本土地改良区役員が耕作者と協議し、吐出量や取水順を決定することで、末端部を含め均等な給水の確保に努めている。排水路の管理では、工区ごとに担当路線を指定し、3年で全路線を一巡する計画的かつ継続的な土砂撤去を行っている。

## 7. 表彰理由

### (1) 農地の大区画化等による生産コスト削減の取組

本土地改良区は、県営事業により大区画化と暗渠排水が整備され、大型農業機械の導入と農道幅員の拡大により大幅な省力化が実現した。また、FOEAS導入により水管理が容易となり、水稻と麦、大豆の輪作体系が確立した。さらに、平成25年度には本土地改良区・農事組合法人・農研機構が連携して乾田直播・湛水直播の試験を実施し、乾田直播で労働時間約5割削減を達成し、規模拡大に対応する生産技術が定着している。乾田直播で課題となる水管理も、FOEASの地下かんがい方式により作付けの拡大が進み、令和5年度の主要米の生産経費は60kg当たり7,696円で、生産者米価上昇前から60kg当たり4,843円の利益を確保しており、営農改善の成果が図られている。一方、FOEASの整備後に導入した乾田直播ほ場では移植栽培ほ場に比べ漏水が顕著で、面積拡大の課題となっていた。このため本土地改良区は、用水の効率利用と営農省力化を図るため、水路法面に漏水防止シートを施工した。これによりほ場の保水力が向上し、乾田直播栽培ほ場の面積が劇的に拡大した。



## (2) 農業生産の拡大・多様化による収益の増大への取組

本土地改良区は、大区画ほ場やFOEAS導入に向けた先進地視察を行い、事業運営委員会へ必要な情報を提供するとともに、基盤整備の段階ごとに農地、農業施設を管理及び活用する立場から営農組織や個人農家の意見を集約して、事業主体である千葉県に対し具体的かつ詳細に意見・要望を伝え実現に導いた。特にFOEASについては、農家全体の理解を深めるため、試験ほ場を設けその効果を実証した。こうした検討を経て事業が完了し、①標準1ha以上の大区画が地区の約8割を占め、②用水路と排水路の分離、③耕作道路の拡幅及び幹線道路の整備、④FOEASの全域導入による地下水位調整の実現（排水性の劇的改善）など、営農に必要な生産基盤が大きく向上した。また、本土地改良区では、事業効果を十全に発現するため農業改良普及員であった職員の指導の下、水稻単作から「3年4作（水稻－水稻－麦－大豆）」の輪作体系を確立しつつ、さらに、農研機構や千葉県との実証試験を重ね、麦（もち麦）・大豆は千葉県平均を上回る単収を達成している。特に、大豆では、令和4年度に横芝光町が都府県市町村別で全国2位の高収量を記録した。

## (3) 担い手への農地の集積・集約化の加速化への取組

### 1) 担い手への農地の利用集積や面的集約による効率化

本土地改良区は、県営事業を機に「集落営農検討部会」を設置し、先進地視察やアンケートを通じて組織化を主導するとともに営農の効率化を進めるため集落別換地を行い、3集落での農事組合法人の設立を実現した。設立から15年目となる令和6年度にはこれら3つの農事組合法人で194.4haを経営し、農地集積率は84.6%になっている。また、転作田の団地化を進めるため、3法人及び組合員と協議を重ね本土地改良区が策定した「ブロックローテーション細則」により転作が進められ、耕地利用率を135%まで高めることができた。

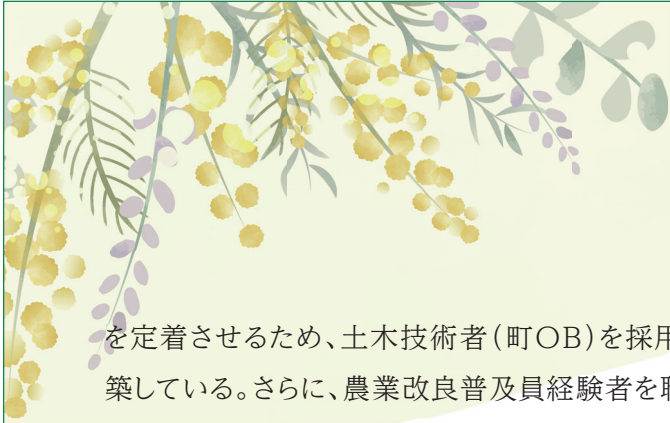
### 2) 農地中間管理機構の活用等による農用地の効率的な集積・集約への取組

本土地改良区は、平成27年から農地中間管理機構と連携し、地域での合意形成を踏まえながら農地の集積・集約化を主体的に推進してきた。その結果、3法人への集積のうち95%（185ha）で当該機構を通じた営農が進められている。従来の「人・農地プラン」に基づき3法人を担い手として位置付け、本土地改良区が中心となって集積・集約化に取り組んできたものであり、「地域計画」においても明確に位置付けている。

## (4) 地域と一体となった土地改良区の組織運営体制の整備の取組

### 1) 事業実施に向けた組織運営体制の整備

本土地改良区では、土地改良事業の効果を確実に最大限に発現させるため、専門的知見を有する人材を職員として計画的に採用し、組織運営体制の強化・高度化に取り組んでいる。基盤整備事業の推進に当たっては、大区画化に伴う換地処分について地権者の理解と合意形成を円滑に進めるため、経験豊富な土地改良換地士を配置するとともに、大区画化後のほ場管理及び用排水施設の適正な管理運用



を定着させるため、土木技術者(町OB)を採用し、事業実施から施設管理までを一体的に担う体制を構築している。さらに、農業改良普及員経験者を職員として迎え、その専門的指導の下、水稲単作から「3年4作(水稲-水稲-麦-大豆)」の輪作体系を定着させ整備された農地の高度利用と営農面における事業効果の発現が図られている。一方、組織運営体制においては、受益農家の多くが農事組合法人の組合員である地区特性を踏まえ、発足当初から法人組合員が総代会の構成員となる総代会制を採用し、地域の営農実態を的確に反映した意思決定体制を確立している。また、令和5年には組合員である農事組合法人の理事を役員に登用などして役員・総代の若返り(役員の平均68歳→64歳、総代の平均66歳→63歳)を図り、将来を見据えた持続可能な組織体制の強化を進めつつ、事務所を交流拠点として開放し地域一体となって農業の将来を支える組織体制に努めている。

## 2) 准組合員制度の導入と土地改良区の組織運営

県営事業完了後、農地の集積・集約化が進み「土地持ち非農家」が増加したことから、本土地改良区では、組合員に対する賦課金の適正化に向けて費用分担の明確化が必要と判断し、平成30年の土地改良法改正を契機に、令和2年から横芝光町の協力を得て耕作者と土地所有者の関係を賦課台帳で管理できるよう整備して「准組合員制度」を導入した。「土地持ち非農家」の准組合員加入と組合員(耕作者)との賦課金の分担(用水費のみ耕作者負担)の取決めを主導的に進め、理事が双方に確認し記名捺印の上届出することとした。この取組により、組合員255人に対し准組合員として62人が加入し、負担区分の明確化と賦課金徴収の意識向上が図られている。その結果、徴収率99.9%による安定的な土地改良区運営と施設の保安全管理や営農指導等が進められ、土地利用型農業の推進と高付加価値作物の導入による地域農業の推進が図られている。

### (5) 6次産業化等による雇用と所得の創出への取組

ほ場の大区画化とFOEASの導入を契機に、農作業の省力化・効率化で生まれた余剰労働力を地域の収益向上に活かす仕組みとして、小松菜(34a)、ねぎ(250a)栽培を進めているほか、夏ねぎの導入による高付加価値作物への転換の後押しをしているところである。また、麦栽培では、もち麦(きはだもち)の精麦・加工・販売まで行う6次産業化を支援し、直売所やふるさと納税での販売もしている。さらに、米についても横芝光町と協力して卸売業者と農事組合法人とのマッチングを進め、大手酒造メーカーへの加工米供給など、新たな販路拡大が展開されている。

### (6) その他の取組

#### 1) 特定外来生物の駆除に対する対策

本土地改良区では、特定外来生物による農業被害の未然防止と拡大防止に主導的に取り組んでいる。スクミリンゴガイが他地域から持ち込まれた際には、迅速に状況を把握し、関係者への注意喚起と防除指導を実施して繁殖を抑制した。また、用水源の栗山川でナガエツルノゲイトウが確認された際には、組合員に対して説明会を開催するとともに、3法人と調整して、個別農家のほ場も含めた吐口への侵入防止



ネットを設置し、地域の農業環境保全において、中心的役割を果たしている。

## 2) 多面的機能支払交付金による共同活動への支援

本地域では、「篠本新井地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会」が多面的機能支払交付金を活用した共同活動を実施しており、3つの農事組合法人が参画している。本土地改良区は、この活動組織の事務局を担い、手続等事務全般を支援している。また、本土地改良区と活動組織とが協議し、作業内容を明確に分担しつつ、水路の土砂上げは土地改良区が、大型機械が必要な除草は農事組合法人が、小排水路法面や畦畔の草刈り、外来種除去は活動組織が担当するなど、各組織の特性を最大限に活かした効率的・効果的な活動体制を構築している。この取組により、農地・水環境の保全機能が向上するとともに、土地改良区が事務局となることで、地域の情報や意見が集約され、地域全体の理解の下でより適切かつ確な保全管理が実践されている。

## 8. 結論

本土地改良区は、県営経営体育成基盤整備事業を契機に、大区画化、暗渠排水の整備、FOEASの全域導入を一体的に推進し、生産基盤の抜本的強化と営農環境の改善を実現した。これらの整備により、1ha以上の大区画が地区の約8割を占めるとともに、用水利用の効率化と作付面積の拡大から主要米において高い収益性が確保された。また、「3年4作(水稻-水稻-麦-大豆)」の輪作体系を確立するとともに、乾田直播技術を定着させて労働時間の約5割を削減し、生産コストの低減と収益性の向上を達成しているほか、農研機構等との実証試験を重ね、麦(もち麦)、大豆は千葉県平均を上回る単収を達成し、大豆は令和4年度に市町村別で全国2位の高収量を記録した。さらに、担い手育成と農地の集積・集約化に主体的に取り組み、集落営農の組織化を主導して3つの農事組合法人を設立し、農地中間管理機構と連携して3法人へ194ha(84.6%)の農地利用集積を達成するとともに、本土地改良区が策定した「ブロックローテーション細則」の推進により耕地利用率の向上(135%)が図られている。このような取組を進めるため組織運営体制として、土地改良換地士、土木技術者、農業改良普及員経験者などの専門人材を配置し、事業推進から施設管理、営農指導までを一体的に担う体制を構築するとともに、令和5年には組合員である農事組合法人の理事を役員に登用することで組織の若返りを図り、また、事務所を交流拠点として開放することで地域一体となって農業の将来を支える組織体制に努めている。一方、農地の集積・集約化に伴い「土地持ち非農家」が増加したことから、准組合員制度を導入し、62人が加入し費用分担を明確化したことにより、賦課金徴収率99.9%を達成し安定的な運営と施設の保全管理等が進められている。このほか、省力化によって生じた余剰労働力を活用した6次産業化の支援や加工米の供給を進めているほか、特定外来生物の駆除対策や多面的機能支払交付金を活用した共同活動の事務局を担うなど地域の農業振興や環境保全に中心的役割を果たしている。

このような取組から、本土地改良区は事業効果を最大限に発現させ、持続可能で収益性の高い地域農業の振興に貢献など、他の土地改良区の模範となるものである。

## 千葉県大区画化等推進協議会設立総会開催

令和8年3月17日(火)、千葉県土地改良会館において千葉県大区画化等推進協議会の設立総会が開催されました。

はじめに千葉県農林水産部の鈴木次長より開会の挨拶があり、その後鈴木次長を議長として議事に入り、次の事項について審議され、すべて原案通り承認されました。

### 【議事】

- 第1号議案 千葉県大区画化等推進協議会の設立について
- 第2号議案 千葉県大区画化等推進協議会規約および諸規程の制定について
- 第3号議案 令和8年度事業計画について
- 第4号議案 役員の選任について



本協議会の運営を通じて大区画化等加速化支援事業を有効に活用し、農地の大区画化等を機動的に実施することで、生産コストの低減や農業経営の効率化等の推進が期待されます。

## ちば水土里ネット女性の会フラワーアレンジメント講習会

ちば水土里ネット女性の会 事務局

令和7年12月15日(月)、千葉県土地改良会館において、フラワーアレンジメント講習会を開催しました。

はじめに千葉県土地改良事業団体連合会 杉野副会長ならびにちば水土里ネット女性の会 富山会長よりご挨拶をいただきました。

今回の講習会は女性の会会員の土地改良区職員および連合会職員あわせて18名が参加し、花花ワンコインの高橋かおり氏を講師に迎え、季節の花材を使ったフラワーアレンジメントを体験しました。講師の丁寧で分かりやすい説明のもと、和やかな雰囲気の中で花を生け、参加者それぞれが個性あふれる作品が出来上がりました。

参加された皆さんから「同じ花材でも仕上がりが全然違っておもしろい」「とっても楽しかった」といった声も聞くことができ、交流を深める機会となりました。



## ちば水土里ネット女性の会 令和7年度総会を開催

ちば水土里ネット女性の会 事務局



令和8年3月9日(月)の13時30分より、ちば水土里ネット女性の会の総会及び研修会が千葉県土地改良会館で会員29名の参加により開催されました。

開会にあたり、富山和代会長(水土里ネット東葛北部)から挨拶の後、議事では議案第1号令和7年度事業報告、議案第2号令和8年度事業計画について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

総会後には、水土里ネット千葉 産業医 河西十九三先生による、「女性の健康について」の研修を実施しました。研修では、女性の健康課題により職場で困った経験の話や、更年期障害について、資料を確認しながら約1時間半にわたり学びました。

今後も様々な活動を通して意義のある会となるよう努めてまいります。

また、本会では一緒に活動していく会員を随時募集しております。加入のご希望など、詳しくは本会事務局の水土里ネット千葉 総務部総務課(043-241-1711)までお問い合わせください。

## 令和8年度 水土里ネット千葉 新規採用職員紹介



管理指導部 管理指導課 技師

いしやま ゆきる  
石山 祐生琉

令和8年4月1日付で新規職員として管理指導部管理指導課に配属となりました、石山祐生琉と申します。出身は秋田県羽後町です。千葉県には母の実家があり、毎年年末年始には訪れておりました。千葉県は都会と田舎の両面を併せ持ち、大変暮らしやすい魅力的な地域だと感じております。北里大学に入学し、生物・土壌・大気などの生態系について幅広く学びました。そうした学びの中で農業整備事業に興味を持ち、千葉県土地改良事業団体連合会への入会を決意いたしました。大学で培った知識と経験を活かし、一日も早く業務に慣れ、貢献できるよう努めてまいります。ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



技術部 環境整備課 技師

おかもと みやび  
岡本 宮弥

令和8年4月1日付で新規職員として技術部環境整備課に配属となりました岡本宮弥と申します。

出身は長生郡白子町です。白子町は玉ねぎの産地としても有名で5月になると玉ねぎ祭りでも賑やかで私も何度か参加したことがあります。実家の周りも農地が多く、よく農業のお手伝いもさせていただきました。その経験を活かし、これから千葉県土地改良事業団体連合会の一員として農業に携わる皆様のお役に立てるように一生懸命頑張ります。至らぬ点多くご迷惑をおかけすると思いますが一日でも早く仕事に慣れて行くために業務や知識を憶え日々努力してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

## 千葉県作成リーフレットのご紹介

ナガエツルノゲイトウに関するリーフレットを農林水産部の関係課が集まって令和8年3月にリリースしました。ナガエツルノゲイトウの生態・農林水産部所掌の補助事業・水田における対策を分かりやすく整理いたしましたので、詳しくはQRコードをご覧ください。



「田んぼダム」とは、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、水路や河川から溢れる水の量や範囲を抑制する取組です。詳しくはQRコードをご覧ください。



## 変更届の提出をお願いします

年度途中で理事長や住所等に変更があった場合は、変更届の提出をお願いします。様式については、下記までお問合せください。

問合せ先

千葉県土地改良事業団体連合会 総務部 総務課  
電話：043-241-1711

## 施設診断はお早めに！

管理指導部 管理指導課 指導係では農業水利施設の診断を行っています。

適正化事業に加入するには、連合会の「土地改良施設の診断・管理指導」が必要となっていることから、適正化事業に加入を予定している場合は新規加入ヒアリングを受ける前年度までに「土地改良施設の診断・管理指導」を申し込んでいただくようお願いいたします。申込みについては下記まで問い合わせ下さい。

千葉県土地改良事業団体連合会  
管理指導部 管理指導課 指導係 電話：043-241-1728



土地改良施設の診断

## 財務管理強化へのサポートのご案内

土地改良区の財務に関するサポートとして、メールによるご相談にお答え致します。お問い合わせの際は、①住所 ②氏名 ③所属団体 ④相談内容(具体的に) ⑤添付資料(ある場合)を記載及び添付の上、下記メールアドレスへお願いします。

相談窓口

担当：千葉県土地改良事業団体連合会 管理指導部 管理指導課 指導係  
問合せ先メールアドレス：shidouka@chibadoren.or.jp



『きれいな水』『豊かな土地』『美しいふる里』水土里が育てるまほろばの奈良



第48回

全国土地改良大会

NARA  
大会

2026年11月17日(火)

奈良県コンベンションセンター



みどり  
水土里ネット

主催：全国土地改良事業団体連合会 / 奈良県土地改良事業団体連合会

後援：農林水産省 / 奈良県 / 奈良市 / 奈良県農業協同組合

水土里ネットちば 348号 (令和8年6月発行)



みどり  
水土里ネット

発行

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)  
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5  
TEL.043-241-1711(代) / FAX.043-248-2563(代)

デザイン

株式会社ニッセイアド  
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3  
TEL.043-206-7752 / FAX.043-206-7753